

佐賀県・市町行政調整会議に関する規約

(目的)

第1条 この会議は、市町の行政に影響を及ぼす県の施策の企画及び立案又は実施に関し、県と市町が協議を行い、施策の立案段階から県・市町が緊密に連携することにより、県・市町を通じた効果的な行政を実現するとともに、地域主権改革の観点から、県と市町の役割分担を明確化し、及び県から市町への権限移譲を推進し、もって地域における住民主体の行政を確立することを目的とする。

(名称)

第2条 この会議の名称は、佐賀県・市町行政調整会議（以下「行政調整会議」という。）とする。

(構成等)

第3条 行政調整会議は、県（知事及び教育委員会の事務部局に限る。以下同じ。）、佐賀県市長会（以下「市長会」という。）及び佐賀県町村会（以下「町村会」という。）をもって構成し、次に掲げる者をその構成員とする。この場合において、市長会及び町村会の構成員の数は、それぞれ3名とする。

- (1) 知事及び副知事並びに県の本部長（部長及び教育長を含む。）のうち協議事項に応じ知事が指定する者
 - (2) 市長会の会長（以下「市長会長」という。）、副会長及びその他の役員
 - (3) 町村会の会長（以下「町村会長」という。）、副会長及びその他の役員
- 2 知事は、必要があると認めるときは、自ら又は市長会長若しくは町村会長の求めに応じ、県、市又は町の職員であって、第1項各号に掲げる者以外のものを、議案を限って、臨時に行政調整会議に参加させることができる。
- 3 行政調整会議に、座長を置く。
- 4 座長は、行政調整会議の議事を進行し、及び運営をつかさどる。
- 5 座長は、毎年度最初の行政調整会議において、知事、市長会長及び町村会長の互選により定める。

(協議事項)

第4条 県は、次に掲げる施策の企画、立案又は実施をしようとする場合は、行政調整会議において協議を行わなければならない。

- (1) 市町に新たな事務が発生する重要な施策に関する事項
 - (2) 市町の財政に影響が及ぶ重要な施策に関する事項
- 2 市長会又は町村会は、前項各号に掲げる事項について、県が協議を行わないときは、県に対し、行政調整会議において協議を行うことを求めることができる。
- 3 第1項各号に掲げるもののほか、県、市長会又は町村会は、次に掲げる事項について、行政調整会議において協議を行うことを求めることができる。
- (1) 県と市町が協働で取り組むべき重要な事項

(2) 広く住民に重要な影響を及ぼす事項又は市町の行政に重要な影響を及ぼす事項

(3) 県と市町の役割分担又は県から市町への権限移譲に関する重要な事項

(開催等)

第5条 知事は、事前に市長会長及び町村会長の同意を得、かつ、協議に附すべき事項を示して、毎年度1回行政調整会議の定例会を招集する。ただし、知事は、協議の必要があると認めるときは、臨時に行政調整会議を招集することができる。

2 知事は、協議に附すべき事項がない場合は、前項の規定にかかわらず行政調整会議を招集しないものとする。

3 市長会長又は町村会長は、知事に対し、協議に附すべき事項を示して、臨時に行政調整会議の招集を求めることができる。

4 行政調整会議は、原則公開とする。ただし、特別の事情がある場合は、知事、市長会長及び町村会長の合意によりこれを非公開とすることができる。

(部会)

第6条 第4条の規定により協議に附された事項の調整に関し必要な検討を行うため、行政調整会議に部会を置くことができる。

2 部会は、行政調整会議において指示された事項について、調査研究を行い、結果を行政調整会議に報告するものとする。

3 部会の所掌事務及び部会長は、部会ごとに、行政調整会議において別に定める。

4 前項に定めるもののほか、部会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(協議結果の尊重等)

第7条 第4条の規定により協議に附された事項の取扱いについては、県、市長会及び町村会の一致をもって、協議が整ったものとする。

2 前項の規定により協議が整った事項については、県、市長会及び町村会は、その協議の結果を尊重するものとする。

3 第4条の規定により協議に附された事項のうち、協議が整わなかった事項については、当該会議においてその後の取扱いを定めるものとする。

(事務局)

第8条 行政調整会議の事務を処理するため、佐賀県経営支援本部市町村課内に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、行政調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が行政調整会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年10月6日から施行する。

この規約は、平成23年11月18日から施行する。